検察審査会の書類と検査方法一覧

項番	資料名	内容
①	検察審査員候補者名簿	選挙管理委員会から送られてきた検察審査員候補者の名簿。前年9月に登録されている選挙人名簿の中から選ばれていて、第1群から第4群まで、それぞれ100名が登録されている。
②	検察審査員及び補充員選定録	検察審査員候補者名簿から選定くじシステムにより選定された審査員・補充員の名簿。検事、判事の立会人の署名がある。第1群・3群はそれぞれ5名、第2群・第4群はそれぞれ6名が選ばれる。
③	口座振込申出書	審査員・補充員の日当・旅費は口座振込によって支払われるので、審査員・補充員はそれぞれ振込口座をこの申出書によって指定する。
④	宣誓書	審査員・補充員は最初に審査会に出席したとき宣誓書を提出するよう義務付けられている。
⑤	補欠の審査員、臨時に検察審査員の職務を行う補充員の選定録	審査会当日、審査員が欠席したとき、出席している補充員の中から臨時の審査員をくじで選び、審査員11人にして審査会を開く。このための選定録。
⑥	会議録	審査会の内容が事務官によって記録される。
⑦	請求書	審査員・補充員が審査会に出席した都度、提出する旅費・日当の請求書。
⑧	債主内訳書	「請求書」により東京地裁が作成する各審査員・補充員の振込データ。
⑨	議決書	事件を審査して議決したときに作られる書類。議決した審査員11人の署名がある。

チェック	内容
check-1	②に登録されている者は①の名簿に登録されていなければならない。
check-2	④の署名は②の名簿に登録されていなければならない。ただし、婚姻等で姓が変わっている可能性もあるが、名前は同じであるはず。
check-3	⑨に署名した者は④の宣誓書を提出していなければならない。ただし、改姓の可能性はあるが、筆跡は同じである。
check-4	⑨に署名した者は当日の⑦を提出していなければならない。
check-5	元の審査員が再度、③を提出した場合、住所、姓は違っても名前は同じであるはず。また、その筆跡も同じである。
check-6	⑦の提出者は同日の⑤、⑥にその名前が記載されていなければならない。
check-7	元の審査員と「なりすまし審査員」の名前は同じか。